

第55回地域再生計画の認定申請における主な変更点について

本資料は、第55回地域再生計画の認定申請における第54回認定申請からの主な変更点について概要をまとめたものです。詳細については、第55回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）（令和元年12月20日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）並びに地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和元年12月20日一部改正。以下「総論」という。）及び（各論）（令和元年12月20日一部改正。以下「各論」という。）を参照してください。

1. 令和2年度税制改正に伴う支援措置の変更

令和2年度税制改正により次に掲げる支援措置が変更されること（注）に伴い、今認定回から、当該変更後の支援措置に係る地域再生計画の認定申請を受け付けます。

（注）「令和2年度税制改正の大綱」（令和元年12月20日閣議決定）により措置されます。今後内容が変更になることもありますのであらかじめ御了承ください。

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））【別添5及び各論（1）2-1】
- 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例【各論（1）4-1】
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制【各論（2）2-1】

2. 認定申請に係る書式等の変更

(1) 共通事項

ア 区域の付近見取図の提出の一部不要化

地域再生計画の区域の範囲が市域、県域等の行政区画と一致する等、具体的に特定することが可能な場合は、区域の付近見取図の提出を不要としました。

【申請様式04】

イ 工程表の記載内容の簡素化

工程表に併せて記載することとしていた工程の内容説明について、記載を不要としました。【申請様式05】

ウ 変更認定申請に係る新旧対照表の提出の廃止

地域再生計画の変更の認定申請書の別添として提出することとしていた新旧対照表の作成及び提出を不要とし、当該変更の前後の地域再生計画（直近で認定を受けた地域再生計画及び今認定回で変更認定を受けようとする地域再生計画）を提出することで足りることとしました。

(2) 地方創生推進交付金に係る地域再生計画の記載事項の変更及び地域再生計画作成支援ツールの配布

新規に地方創生推進交付金に係る地域再生計画を作成する場合に、記載事項を一部変更しています。これに併せて、地域再生計画の作成支援ツールの配布を行います。当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。

※ 作成支援ツールの配布は令和2年1月中旬の見込みです。

(3) 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の記載事項の抜本的簡素化

企業版ふるさと納税を活用する事業については、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた地方創生に資する事業であること等が確認できる程度の記載（企業版ふるさと納税を活用する事業が地方版総合戦略に掲げる基本目標・基本的方向ごとに適合することが確認できる程度に特定した記載）で足りることとし、併せて事業費の記載を不要とする等、記載事項を抜本的に簡素化しました。

これに伴い、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画については、原則1地方公共団体につき1計画の作成で足りることとなります。他方、過去に認定を受けた地域再生計画に係る企業版ふるさと納税を活用する事業を継続する場合等は、当該認定を受けた地域再生計画を変更することもできます。【別紙】

(4) 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税に係る地域再生計画認定申請において提出する地方版総合戦略

次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に伴う各地方公共団体における次期地方版総合戦略の策定により、今認定回の認定申請日前後において地方版総合戦略の切替えが見込まれるところです。地域再生計画の認定申請においては、地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税それぞれを活用する事業の事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）において計画期間にある地方版総合戦略を認定申請書類として提出してください（事業実施期間中に地方版総合戦略の切替えが行われる場合は、次期地方版総合戦略についても提出してください。）。また、原則として、現行地方版総合戦略と次期地方版総合戦略は「切れ目なく」策定することが必要ですが、認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府地方創生推進事務局まで御提出いただきます。提出方法については、後日お知らせいたします。【別添7】

(例) 地方創生推進交付金の交付決定日が令和2年4月1日である場合において、次期地方版総合戦略の計画開始日が

○令和2年4月1日までの場合

・ 次期地方版総合戦略※

○令和2年4月2日から令和3年3月31日までの場合

・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

・ 次期地方版総合戦略※

○令和3年4月1日以降

・ 現行地方版総合戦略（次期地方版総合戦略の計画開始日の前日まで計画期間延長したものに限る。）

※ 認定申請時点で次期地方版総合戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただき、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）までに策定し、速やかに確定版を内閣府に御提出ください。

(別紙)

企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の申請について

今回の認定申請に当たっては、既に認定された企業版ふるさと納税に係る地域再生計画（以下、「既認定計画」という。）の有無に応じ、以下の点にご留意ください。

1. 既認定計画のある地方公共団体

- (1) 既認定計画（地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の併用の有無を問いません。以下1.において同じ。）の延長（変更申請が必要）に加え、新規に大括り化した地域再生計画の認定を申請することが可能です。

ただし、この場合、計画期間を延長した地域再生計画と大括り化した地域再生計画の事業内容が重複しないよう作成していただく必要があります。

<参考(地域再生計画の記載イメージ)>

〇〇計画(計画期間を延長)と●●計画(大括り化した地域再生計画)を作成する場合

●●計画「5②事業の内容」の末尾に「※ なお、〇〇計画の5-2③に位置付けられた事業を除く」と記載

※既認定計画の延長（変更申請が必要）に加え、新規に個別事業を特定した地域再生計画の認定を申請することも可能です。

- (2) 既認定計画の延長を行わず、新規に大括り化した地域再生計画の認定を申請することも可能です。その場合であっても、大括り化した地域再生計画に記載する事業に既認定計画の事業を包含することで、既認定計画に係る事業についても引き続き企業版ふるさと納税が活用いただけます。

2. 既認定計画のない地方公共団体

- (1) 新規に大括り化した地域再生計画の認定を申請することも、個別事業を特定した地域再生計画の認定を申請することも可能です。

ただし、大括り化した地域再生計画と個別事業を特定した地域再生計画の認定を申請する場合、双方の地域再生計画の事業内容が重複しないよう作成していただく必要があります（1.（1）参考参照）。

- (2) 既に認定された地方創生推進交付金等に係る地域再生計画について、企業版ふるさと納税を併用しようとする場合は、既に認定された地方創生推進交付金等に係る地域再生計画を変更することも、新規に企業版ふるさと納税に係る大括り化した地域再生計画の認定を申請することも可能です。

- (3) 新たに地方創生推進交付金等に係る地域再生計画の認定を申請する場合、企業版ふるさと納税を併用しようとするときは、地方創生推進交付金等に係る地域再生計画と企業版ふるさと納税に係る地域再生計画は、別に作成してください。

その際、企業版ふるさと納税に係る計画は、新規に大括り化した地域再生計画の認定を申請することも、個別事業を特定した地域再生計画の認定を申請することも可能です。